

【第11期】
茨木市分別収集計画

令和7年(2025年)9月

***** 目 次 *****

1. 計画策定の意義 -----	2
2. 基本的方向 -----	2
3. 計画期間 -----	2
4. 対象品目 -----	2
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み ----- (法第八条第2項第1号)	3
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項 ----- (法第八条第2項第2号)	3
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分 ----- (法第八条第2項第3号)	5
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 ----- 及び容器包装リサイクル法第二条第六項に規定する主務省令で定める物 の量の見込み ----- (法第八条第2項第4号)	6
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 ----- 及び容器包装リサイクル法第二条第六項に規定する主務省令で定める物 の量の見込みの算定方法 -----	7
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 ----- (法第八条第2項第5号)	8
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 ----- (法第八条第2項第6号)	8
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 -----	8

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、高温溶融処理方式を導入してごみ処理を行っており、炉に投入されたごみのうち、不燃物がスラグ、鉄分となり再資源化することができる特長を有しているが、再資源化可能なごみが多く混入されており、ごみの減量化や国際的にも問題となっている地球環境の問題や限りある資源を確保するうえで資源ごみの分別収集が必要である。

このため、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の容器包装廃棄物を分別収集し、併せて地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、溶融処理を行うことにより、計画的にごみ量の削減を進めることとする。

本計画では、市民・事業者・行政それぞれの役割と具体的な推進方策を明らかにするとともにこれを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組む方針を示しながら、容器包装廃棄物の3Rを推進し、以って、廃棄物の減量と焼却施設の延命化、さらには資源の有効利用による循環型社会の構築を目的に策定したものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ・ 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・ すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の軽減
- ・ 集団回収の普及・促進を図り、ごみの減量化を推進

3 計画期間

本計画の計画期間は令和8年（2026年）4月を始期とする5年間とし、令和10年度（2028年）に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第八条第2項第1号）

	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)
容器包装廃棄物	12,111 t	12,149 t	12,187 t	12,224 t	12,262 t

区分別の排出量の見込み

項目	年度					単位：t
	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	
主としてスチール製の容器	229	230	231	232	232	
主としてアルミ製の容器	640	642	644	646	648	
無色のガラス製容器	833	836	838	841	844	
茶色のガラス製容器	906	908	911	914	917	
その他の色のガラス製容器	36	36	36	37	37	
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	278	279	279	280	281	
主として段ボール製の容器	1,703	1,708	1,713	1,718	1,724	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	1,799	1,805	1,810	1,816	1,822	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの	1,063	1,066	1,069	1,073	1,076	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	4,625	4,639	4,653	4,668	4,682	

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第八条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施するにあたっては、市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ・ 一般廃棄物処理基本計画の策定

茨木市廃棄物減量等推進審議会を設置して、市民・事業者の意見を聴いたうえで策定した「茨木市一般廃棄物処理基本計画」（令和4年（2022年）3月策定）に基づき分別の徹底を進めることによりごみの減量を図りたい。

- ・ 教育・啓発活動の充実

小学4年生を対象に作成した副読本を、学校、地域社会の場、ごみ処理施設の見学会等あらゆる機会を活用し、市民・事業者に対してごみの排出量の増大、最終処分の逼迫等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に取り組む。

- マイバック持参促進

マイバッグの持参促進のため、「北摂マイバッグ持参促進及びレジ袋削減に関する協定」を小売業者12社と北摂7市3町で締結し、相互に連携・協働して取組を進める。

- プラスチック類の使用抑制、分別推進

プラスチック類の再使用・再資源化、マイボトル・マイカップへの取組等、廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に取り組む店舗を「茨木市エコショップ」として認定し、市内事業者のこれらの取組を支援するとともに、環境にやさしい店づくりを市民に周知することにより循環型社会の形成を推進する。また、マイボトル給水器を市役所本庁舎内に設置し、マイボトル推奨の取組を進めている。

令和4年（2022年）4月のプラスチック資源循環促進法の施行にあたり、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集や再商品化にむけて、先進都市での事例等を参考に検討していくとともに、プラスチック製品の分別の必要性について市民の理解と協力が得られるよう、周知・啓発に努める。

排出抑制のための方策

方策（事業名）	事業内容	備考
分別の徹底	・資源ごみを混合収集から品目別収集に改め分別の徹底を図る	平成19年（2007年）4月実施済
	・粗大ごみを大型、小型にわけ、分別の徹底を図る	平成26年（2014年）4月実施済
再生資源集団回収報奨金制度	・自主的に再生資源集団回収を行う地域住民の団体に対し、報奨金を交付することにより、ごみの減量及び資源の有効利用の促進を図る	令和3年度（2021年）は427団体に対し交付
啓発	<ul style="list-style-type: none"> 啓発チラシ 市広報誌 環境パネルの作成 出前講座 	「ごみの分け方と出し方」チラシの配布
小学校副読本作成	・環境教育の一環として、小学4年生を対象に副読本を作成	
いばらき環境フェア開催	・ごみ減量・リサイクル情報を市民に提供し、減量・リサイクルの推進を図る	市民啓発
廃棄物減量等推進員制度	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化と再資源化に関する施策への協力 地元巡回指導等 	地域でのリサイクル活動を推進
茨木市廃棄物減量等推進審議会	・ごみ減量・リサイクル・適正処理に関する調査・審議	
家庭用生ごみ処理容器等設置補助制度	・家庭から排出される生ごみのリサイクルを図るとともに排出ごみの減量化を図る	
事業系ごみの減量マニュアルの作成・配布・啓発	・市内事業所へ減量マニュアルを配布し、ごみ減量化・再資源化の推進を図る	
廃プラスチックごみの減量への対策	・レジ袋の削減に取り組むことにより、ごみの発生抑制及び温室効果ガスの排出削減を図る	北摂7市3町と事業者12社で協定を締結
多量排出事業者への減量指導・啓発	・多量排出事業者に対して、廃棄物管理責任者を選任し、減量計画書の提出を求める	
エコショップ認定制度	・廃棄物の発生抑制、減量化又は再資源化に取り組む店舗を支援し、循環化社会の形成を推進する	令和3年（2021年）8月から実施

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第八条第2項第3号）

廃棄物処理施設の状況を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、市が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分						
主としてスチール製の容器包装 主としてアルミ製の容器包装	缶						
主として ガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="border: none;">┌───</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───</td> <td style="border: none;">その他の色のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───	無色のガラス製容器	├───	茶色のガラス製容器	└───	その他の色のガラス製容器	びん
┌───	無色のガラス製容器						
├───	茶色のガラス製容器						
└───	その他の色のガラス製容器						
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル						
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック						
主として段ボール製の容器包装	段ボール						

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第八条第2項第4号）

項目	年度		令和8年度 (2026年度)		令和9年度 (2027年度)		令和10年度 (2028年度)		令和11年度 (2029年度)		令和12年度 (2030年度)	
主としてスチール製の容器			226t		227t		228t		228t		229t	
主としてアルミ製の容器			157t		157t		158t		158t		159t	
無色のガラス製容器			(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
			583t		585t		587t		589t		590t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
茶色のガラス製容器			(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
			421t		422t		424t		425t		426t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
その他の色のガラス製容器			(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
			123t		124t		124t		124t		125t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）			22t		23t		23t		23t		23t	
主として段ボール製の容器			2,009t		2,016t		2,022t		2,028t		2,034t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの			(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
			t		t		t		t		t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充填するためのもの			(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
			704t		706t		708t		710t		712t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの			(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
			t		t		t		t		t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
(うち白色トレイ)			(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
			t		t		t		t		t	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第二条第六項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

項目		年度	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	
総排出量			60,254	60,441	60,629	60,818	61,007	
缶	缶	排出量の見込み	869	872	875	878	880	
		分別収集適合見込み合計	383	384	386	386	388	
	アルミ	排出量の見込み	640	642	644	646	648	
		分別収集適合見込み合計	157	157	158	158	159	
		集団回収	84	84	84	84	85	
		資源物分別収集	73	73	74	74	74	
	スチール	排出量の見込み	229	230	231	232	232	
		分別収集適合見込み合計	226	227	228	228	229	
		集団回収	58	58	58	59	59	
		店頭回収	0	0	0	0	0	
		資源物分別収集	168	169	170	169	170	
	ガラスびん	ガラスびん	排出量の見込み	1,775	1,780	1,786	1,792	1,797
			分別収集適合見込み合計	1,127	1,131	1,135	1,138	1,141
		透明	排出量の見込み	833	836	838	841	843
分別収集適合見込み合計			583	585	587	589	590	
茶色		排出量の見込み	906	908	911	914	917	
		分別収集適合見込み合計	421	422	424	425	426	
その他		排出量の見込み	36	36	37	37	37	
		分別収集適合見込み合計	123	124	124	124	125	
紙パック		紙パック	排出量の見込み	278	279	280	280	281
			分別収集適合見込み合計	22	23	23	23	23
	集団回収	20	20	20	20	20		
	資源物分別収集	2	3	3	3	3		
段ボール	段ボール	排出量の見込み	1,702	1,708	1,713	1,718	1,724	
		分別収集適合見込み合計	2,009	2,016	2,022	2,028	2,034	
	集団回収	1,206	1,210	1,214	1,218	1,221		
	資源物分別収集	803	806	808	810	813		
その他の紙製容器包装	その他の紙製容器包装	排出量の見込み	1,799	1,805	1,810	1,816	1,822	
		分別収集適合見込み合計	0	0	0	0	0	
	集団回収	0	0	0	0	0		
ペットボトル	ペットボトル	排出量の見込み	1,063	1,066	1,069	1,072	1,076	
		分別収集適合見込み合計	704	706	708	710	712	
	店頭回収	0	0	0	0	0		
	資源物分別収集	704	706	708	710	712		
その他のプラスチック製 容器包装	その他のプラスチック製	排出量の見込み	4,625	4,639	4,654	4,668	4,682	
	白色トレイ	排出量の見込み	121	121	122	122	122	
		分別収集適合見込み合計	0	0	0	0	0	
合計	合計	排出量の見込み	12,111	12,149	12,187	12,224	12,262	
	分別収集適合見込み合計	4,245	4,260	4,274	4,285	4,298		

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第八条第2項第5号）

分別収集については、現行の収集体制を活用して行う。

分別収集の実施主体				
容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
缶	スチール	缶	・市による定期収集 ・集団回収	民間業者
	アルミ			
びん	無色ガラス	びん	・市による定期収集	
	茶色ガラス			
	その他のガラス			
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	・市による定期収集	
紙	紙パック	牛乳パック	・公共施設拠点回収 ・集団回収	
	段ボール	古紙	・公共施設拠点回収 ・市による定期収集 ・集団回収	

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第八条第2項第6号）

当面は、缶・びん・ペットボトル、紙パック、段ボールを民間業者の施設で選別・圧縮・保管。

分別収集の用に供する施設計画				
分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間施設
スチール製容器	缶	袋	パッカー車	市の ストックヤード
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	袋 又は プラスチックコンテナ	ダンプ車	
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	
飲料用紙製容器	牛乳パック	プラスチックコンテナ	ダンプ車	
段ボール	古紙	紐がけ	パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備するとともに、自主的な地域リサイクル活動を推進していくため廃棄物減量等推進員制度を設け、減量と再資源化に関する施策の市民への周知徹底及び協力要請を行う。
- ・ 自治会等住民による集団回収を促進するため、報奨金の交付などの支援を行う。